東日本大震災調査特別委員会資料（２）

平成２８年１２月２日
総　務　部　総　務　課

気仙沼市地区別震災慰霊碑等整備補助金（案）について

１　目　的

本市は，東日本大震災で亡くなられた方々の御霊を鎮魂する場として，陣山に復興祈念公園を整備することとしていますが，震災から５年８ヶ月が経過し，震災被害が大きかった地域では，既に遺族，自治会，地元有志によって，独自に慰霊碑を建立されているところもあります。現在も慰霊碑建立に向け寄付集めなど活動をしている団体もあり，市に対し支援の要望もいただいております。

また，津波の事実と教訓を残すことで，二度とこのような犠牲を起こさないとともに，命の尊さを後世に伝えていくための津波記憶石の建立についても，同様の動きがあります。

このことから，遺族や地域の方々の心のよりどころとなるこれら地域の震災慰霊碑や津波記憶石（以下「慰霊碑等」という。）の整備に対し，一定の支援をするため，補助金を創設します。

２　補助金名称

（仮称）気仙沼市地区別震災慰霊碑等整備補助金

３　対象範囲（１３地区）

気仙沼地域　　７地区（気仙沼，鹿折，松岩，新月，階上，大島，面瀬）
唐桑地域　　３地区（小原木，唐桑，中井）
本吉地域　　３地区（大谷，津谷，小泉）

ただし，上記各地区原則２件までとします。

４　交付対象者

（１）慰霊碑等建立団体

地域住民組織又は震災遺族で構成された団体（以下「慰霊碑等建立団体」という。）であって，次に掲げる要件を具備しているもの。

① 慰霊碑等の建立後においても当該碑の維持管理を永続的に行えるもの
② 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。

５　補助対象経費

（１）新規に慰霊碑等を設置する場合

土地購入代及び土地造成費を除く次に掲げる経費

① 石碑代
② 彫刻代
③ 設置工事費
④ 外構工事費

（２）既に設置してある慰霊碑等の場合
周辺整備及び移設に伴う経費
① 外構工事費
② 移転に要する費用
③ 追加彫刻代

６　補助対象外経費
（１）用地取得に係る経費
（２）取得した用地の造成に係る経費
（３）取得した用地の農地転用に係る経費
（４）慰霊碑等の用地の登記に係る経費
（５）宗教色を有する構造物に係る経費
（６）（１）～（５）までに掲げるもののほか，慰霊碑等建立に係る費用と認められないもの

７　補助金（限度額１００万円）
補助金は，補助対象経費の２分の１以内の額とし，当該額が１００万円を超える場合は１００万円とします。

８　補助期間
平成２８年度から平成３２年度（震災発生から１０年後）まで。
なお，制度実施前の本年４月１日以降に実施した慰霊碑等についても，補助金対象とします。

９　執行予定額（５か年分）
２，６００万円（最大：１００万円×１３地区×２か所）

10　補助金の財源
復興支援寄付基金を財源とする。予算措置は２月補正を予定。

11　各地区の建立の動き
（１）既に慰霊碑等を建立している地区
① 大島地区【慰霊碑】
平成２８年３月に大島ふれあい広場に設置。ただし，今後移設を

検討しています。（移設時期・場所は未定）

② 松岩地区【慰霊碑】
平成２６年３月に八幡神社境内に設置。

③ 階上地区【慰霊碑】
平成２３年１２月に杉ノ下地区に設置。ただし，復興事業により移設を検討しています。（移設時期・場所は検討中）

④ 小泉地区【津波記憶石】
平成２４年３月に小泉小学校敷地に全国優良石材店の会の支援を受け設置。

（２）現在整備を検討中又は実施中の地区

① 気仙沼地区【津波記憶石】
南気仙沼地区の地元の方々が，一景島公園跡地に津波記憶石の設置を検討中。

② 鹿折地区【津波記憶石】
鹿折津波記憶石建立実行委員会が，鹿折地区３号公園内に津波記憶石の設置に向け準備中。

③ 大島地区【津波記憶石】
大島地区振興協議会など５団体で津波記憶石の建立場所を検討中。

④ 小原木地区【慰霊碑】
平成２９年３月を目途に，大沢地区に設置予定。

12　その他

建設予定地が市有地（普通財産）である場合は当該土地を無償貸与することも検討。